

様式第2号（第3条関係）

（農地を所有しない者が市民農園を開設する場合）

市 民 農 園 貸 付 協 定

（目的）

第1 _____（以下「開設者」という。）習志野市及び_____〔開設者に農地を貸し付ける者〕（以下「対象農地貸付者」という。）は、市民農園の用に供する農地（以下「特定貸付農地」という。）の適切な管理・運営の確保、特定貸付農地が周辺地域に支障を及ぼさないことの確保及び特定農地貸付けを中止し、又は廃止する場合の特定貸付農地の適切な利用等の確保等を図るため、次のとおり協定を締結する。

（協定の区域）

第2 この協定の区域は、別表に掲げる土地とする。

（特定貸付農地の適切な管理及び運営の確保に関する事項）

第3 開設者は、特定農地貸付けを受けた者（以下「借受者」という。）に対して行う農作物等の栽培に関する指導体制を整備するものとする。

2 開設者は、借受者が、契約期間中において正当な理由がなく特定農地貸付けを受けた農地（以下「借受農地」という。）の耕作の放棄又は管理の放棄を行ったときには、借受者が借受農地の耕作又は管理の再開を行うよう指導しなければならない。

3 開設者は、借受者から返還を受けた農地又は貸付けていない農地について適切な管理を行わなければならない。

4 開設者は、借受者が、他の借受者の利用の妨げにならないよう指導を行うとともに、借受者間に紛争が生じた場合には適切に仲裁しなければならない。なお、習志野市は、開設者から仲裁に関して協力の要請を受けた場合は、誠意を持って対応するものとする。

（特定貸付農地の利用が周辺地域に支障を及ぼさないことを確保するために必要な事項）

第4 開設者は、市民農園の整備に当たり、周辺農地所有者の了解を得るものとする。

2 開設者は、借受者が市民農園の周辺の住民、周辺農地等に迷惑を及ぼさないよう指導しなければならない。

3 習志野市は、開設者から前項に関して指導等の要請があったときには、誠意を持って協力するものとする。

（特定農地貸付けを中止し、又は廃止する場合において、特定貸付農地の適切

な利用等を確保するために必要な事項)

- 第5 開設者は、特定農地貸付法第3条第4項の規定による特定農地貸付規程の承認の取消しがあったとき、又は特定農地貸付けを中止若しくは廃止するときには、特定農地を原状に回復し、対象農地貸付者に返還するものとする。
- 2 習志野市は、開設者が前項の規定による原状回復を行わないときは、開設者に代わって原状回復をするものとし、その費用は開設者が負担するものとする。なお、対象農地貸付者が原状回復を求めないときはこの限りではない。
- 3 開設者は、特定農地貸付けを廃止する場合には、3ヶ月以上の予告期間をおいて行うものとする。
- 4 開設者は、特定農地貸付法第3条第4項の規定による特定農地貸付規程の承認の取消しがあったとき、又は特定農地貸付けを中止若しくは廃止するときは、現に適切な利用をしている借受者の利用の継続ができるよう他の市民農園の斡旋を行うものとする。

(開設者が習志野市及び対象農地貸付者に対して行う協定の実施状況についての報告に関する事項)

- 第6 開設者は、市民農園の適切な管理及び運営の状況並びに周辺地域への支障の回避措置等について、習志野市及び対象農地貸付者に定期的に報告しなければならない。

(実施調査等)

- 第7 習志野市及び対象農地貸付者は協力して、市民農園の管理及び運営の状況並びに周辺地域への支障の回避措置等について確認するため、必要に応じて実施調査、関係者からの聞き取り等による調査を行うものとする。

(協定に違反した場合の措置)

- 第8 対象農地貸付者は、開設者が第3の第2項及び第3項並びに第4の第1項から第3項までの規定に反したと認めたときは、開設者と別途締結する賃貸借(使用貸借)契約を解除するものとする。
- 2 前項の規定により賃貸借(使用貸借)契約が解除されたときは、開設者は自らの負担で特定農地を原状に回復し、対象農地貸付者に返還するものとする。この場合には、第5の第2項、第3項及び第4項の規定を準用する。

この協定の証として、本書3通作成し、開設者及び習志野市及び対象農地貸付者が記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成 年 月 日

(市民農園開設者) 住所 習志野市 丁目 番 号

㊟

(習志野市) 住所 習志野市鷺沼 2 丁目 1 番 1 号

習志野市長

㊟

(対象農地貸付者) 住所 習志野市 丁目 番 号

㊟

別表

土地の一覧表

番号	土 地 の 所 在	地 目	利用状況	面積 (㎡)
①		畑		